

PL Report <2013 No.4>

国内の PL 関連情報

弘前市：破裂事故と同型の防犯ブザーを回収

(2013 年 5 月 16 日 毎日新聞)

弘前市教育委員会は 5 月 15 日、市内 37 校の小学 1 ～ 3 年生に配布されている防犯ブザー 3,804 個の回収を開始したと発表した。これは、同 7 日に徳島県で発生した同型の防犯ブザー 1 個の破裂事故に対応したもの。

防犯ブザーに関しては、関係省庁、防犯・教育関連団体、および（社）電池工業会等が、主に子供が携帯する防犯ブザーの安全性確保に向けた取り組みを行い、その結果として（社）電池工業会が、電池工業会規格「SBA S 1602 防犯ブザー」を 2006 年に制定（2009 年改正）している。また、（財）全国防犯協会連合会は、本規格を基に試験をした合格品を「全国防犯協会連合会推奨品」として推奨している。

事故が起きた防犯ブザーも同連合会の推奨品であり、輸入元は「破裂の原因は、4 個のボタン電池を収納する電池ボックスのうち、何らかの理由により一箇所の端子板が折れ曲がって電池の＋極と－極をまたいでショートしたため。」としている。この事故による人的被害はなく、輸入元は対象製品の回収・点検・返却を進めるとともに、使用者に対して「電池交換の際に電池ボックス端子板が折れ曲がらぬように電池を挿入する」よう注意喚起を行っている。

ここがポイント

防犯ブザーは、消費者が個人的に店頭や通信販売で購入する他、弘前市の例のように全国の自治体、教育委員会や私企業等各種の団体により数千個単位で一括購入され、地元の小学校等に貸与又は寄付されて、市場に広く流通しています。

このため、（独）国民生活センターは防犯ブザーの安全性について 2008 年に全国の政令指定都市に対するアンケート調査を実施し、その結果を「子供を守れるのか！！防犯ブザーの故障が多発！」（平成 20 年 10 月 9 日付）として発表しています。また、この報告が 2009 年の規格改正（ブザー落下時の耐衝撃性の向上）を促した経緯があります。

今回の事故の原因となった端子板の折れ曲がりがどのようなメカニズムで発生したのかは輸入元の発表から充分明らかではないですが、製造・輸入事業者と購入・配布団体（教育委員会等）は、次の「観点」、「再発防止のポイント」に留意しつつ再発防止を図る必要があるでしょう。

【観点】

①製品の性格

子供の安全確保の手段のひとつとして使用され、不慮の事故や犯罪を防止することはできないが、ある程度の抑止力を期待することができる。また、その性格から子供によって使用される。

②流通形態

寄付や貸与を目的として、一度に大量の製品が特定の使用者に流通する。

【再発防止のポイント】

● 製造・輸入事業者

- ・規格の遵守と推奨品としての認定は、製品の安全性確保の必要最低限の基準であることを再確認する。
- ・想定する使用者が子供である以上、使用環境・形態に関して想定外という考えをできるだけ排除したリスクアセスメントを実施する。例えば、子供が電池交換時に無理をして端子板を変形させる可能性は、予見可能な使用方法と考えられる。
- ・多重安全性を確保する。上記の国民生活センターの調査によれば、製品不具合の多くは機能の喪失（何らかの原因でブザーが発報しない）であって、今回のような電池の破裂の事故は報告されていない。しかし、製品を問わず、電池による発熱や液漏れの事故は良く知られている事例であり、防犯ブザーの機能確保以前に電池の誤装着の防止、ショート防止、ショートして発熱しても本体が変形・破損しない等の対策を考慮すべきであろう。

● 購入・配布団体

- ・「推奨品」は安全な製品を選択する目安の一つではあるが、安全性を保証するものではないということを認識する。
- ・製品の選定の際に、調達先から過去の不具合・事故事例の有無と内容、想定する使用方法、してはならない使用方法について現品を前に説明を受け、実際の使用者の立場で判断する。
- ・購入者自身による調達先と製品の調査を行う。例えば、調達先の経営状態の概要、納品実績（納入先、数量等）の説明を受けるとともに、納入先に調達先の納入後のフォローの様子や該当製品の使用実態（苦情や不具合発生の有無等）を確認する。
- ・使用者に対して使用上の指示、警告に関わる説明をする。購入者が製品を購入し、特定の使用者（例えば、小学校に入学した新一年生全員）に配布する場合、製品を受け取る側（保護者）は購入者が製品の安全性を保証していると考えられる可能性もある。このため、製品の配布の際に購入者は使用者またはその保護者に対し、製品使用の際の安全性確保に対する説明・注意に加え、万一、製品不具合が発生した場合の対応方法についても共有して理解を得ておくべきであろう。

温風吹出口から火花が出たセラミックファンヒーター

（2013年5月23日 国民生活センター）

国民生活センターは、「セラミックファンヒーターのスイッチを入れたところ、ボンと音がして温風吹出口から火花が出た。原因を調べてほしい。」という依頼を受け、当該品の調査と再現試験を行った。

本事故は購入後初めて電源スイッチを入れた際に温風吹き出し口から火花が出たというもので、事故品は外観に異常はみられなかったが、分解すると内部ヒーターに焼損跡や内部電気配線に異物付着が確認された。

内部電気配線に付着していた異物を分析した結果、ハンダであることが判明。溶融状態のハンダが製造工程で落下したことが想定された。ヒーター部の焼損状況からハンダと同様の導電性物質がヒーター部の電極間に落下したことが想定されたため、ヒーター部にハンダ片を挟み込んだ再現試験を行ったところ、事故品と同様の焼損状態が再現された。この結果からヒーターにハンダなどの導電性物質が噛みこんだ状態で通電され焼損に至ったものと推定した。

上記調査及び試験結果の説明を製造事業者に行ったところ、製造事業者から品質管理の改善を行うことの回答があった。

ここがポイント

事故品の状況から本製品の問題は主に製造工程上の品質管理に問題があるものと考えられます。事故は、ヒーターの電極間にハンダ片が噛みこむ、または熔融状態のハンダが配線の上に落下したことが原因と考えられ、本事故品はほかの配線にもハンダ片がついていたことから、製造工程における品質管理に問題があり、またその不良を検査する機能にも問題があった可能性があります。

本事故品の具体的な製造工程は不明ですが、今回のハンダに限らず、一般的に製品に異物が混入あるいは付着する原因としては、複数の要因が考えられます（例：当該作業のそのものに問題がある、作業場所が近接している関係で異物が混入、中間製品や在庫品の管理に問題がある場合など）。

事業者としては、自社の製造工程における異物混入のリスク要因を予め洗い出したうえで、それぞれの要因に応じたリスク低減対策を実施することが重要です。その上で適切な検査方法について検討・確立し、完成品の安全性の確保に向けて取り組むべきでしょう。

ポジティブリスト制度の対象農薬に対する食品中への残留基準値の一部改正

(2013 年 5 月 15 日 厚生労働省)

5 月 15 日、厚生労働省では、食品に残留する農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）対象農薬の一部に関して食品中への残留基準値を改正した。具体的には、アラクロール他 12 種類の農薬等に対し、動物を用いた毒性試験結果等の科学的なデータに基づき、対象食品となる穀物や野菜、動物食用部分等の残留基準値をそれぞれ改正した。下表に、今回の改正内容の一部抜粋を示す。なお、農薬等の化学分析に関する試験方法については、後日、別途通知される。

表 対象農薬等と対象食品における改正前後の残留基準値（一部抜粋）

対象農薬等 (用途)	対象食品	残留基準値 (ppm※)	
		改正前	改正後
アラクロール (除草剤)	大豆	0.2	0.02
	鶏の腎臓	0.05	0.01
クレソキシムメチル (殺菌剤)	玄米	0.05	0.01
	鶏の腎臓	0.05	0.01

※1ppm=100 万分の 1, 1%=10,000ppm

ここがポイント

平成 15 年 5 月の食品衛生法改正により、すべての農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）について、残留基準値を設定し、基準値を超えて食品中に残留する場合には、厚生労働省が事業者に対してその食品の販売禁止を命じることができるようになりました。

ポジティブリスト制度施行時に定められた農薬等の食品等への残留基準値については、法律施行後も、その影響の評価を薬事・食品衛生審議会で検討し、必要に応じて基準値の見直しを順次進めており、すでに本年 3 月にも 15 種類の農薬等の残留基準値が見直されています。今回の改正も、上記見直しの一環であり、今後も頻繁に改正があるものと予想されます。

取扱い原材料・製品で使用する農薬等とその基準値が商品仕様書・商品カルテ等で整理されていることが前提となりますが、残留農薬に関する基準値の改正に対して、食品企業が取組むべき対策として以下が考えられます。

- ①使用している農薬等の残留基準値が改正対象かを確認し、取扱い原材料・製品について商品仕様書・商品カルテ等を見直す。

- ②過去の農薬等の定量分析の結果を踏まえ、現行のままでは改正後の新基準値を逸脱する可能性のある場合は、回避手段を検討し実行する（仕入れ先の変更や農薬等の使用回数の削減、使用農薬等の変更等）。
- ③原料納品業者・加工メーカーへの基準値改正の内容と新基準値の遵守について周知徹底を図る。
- ④新基準値の遵守状況について、納入業者に対する現場視察やヒアリング等の監査を行う。
- ⑤農薬等の定量分析を自社で行う場合には、試験方法の変更に伴う分析手順書の改訂と分析作業への周知徹底を図る。

海外の PL 関連情報

カナダ保健省が消費者用製品について初の強制リコールを実施

カナダ保健省（Health Canada）は、本年 6 月 20 日、強力な小型磁石を使用したデスク製品※について、消費者用製品に関してカナダで初めて強制リコールの実施を発表した。

※当該製品は 5mm 程度の小さな球状のレアアース磁石の集合体で、多数の磁石を組み合わせることにより様々な形を作ることができる大人向けデスク製品だが、子供が複数の磁石を誤飲した場合、体内で磁石が引き合い腸の閉塞や穿孔など重大な事態となる。

ここがポイント

今回の強制リコールの対象は、昨年 7 月に米国消費者製品安全委員会（CPSC）が行政上の告発を行った対象製品と同じ又は類似の製品です。（CPSC による行政上の告発については、本誌 2012 年度第 6 号「米 CPSC が強力磁石を使用したデスクトップ製品の製造業者を告発」を参照）

カナダ保健省は、米国における動向も踏まえた上で、本年 5 月に、対象製品について子供が誤飲することの危険性を公表し、取扱事業者に対して自主リコールを促していましたが、当該事業者が自主リコールを拒んだため、今回の強制リコールに至ったものです。強制リコールを実施しない場合、対象製品が販売店等から撤去されるまで、事業者には 1 日あたり 25,000 ドルを上限とした罰金が課されることになります。

カナダ保健省によると、カナダ国内で対象製品は 4,000 セット程度が販売されています。カナダ国内において磁石の誤飲事故は発生していますが、本製品による事故と特定された事案はないものの、米国においては複数の重傷事故が生じリコール（及びその後の告発）が行われていることも踏まえて、今回の強制リコールに至ったものと考えられます。

なお、昨今では、リコールを含む製品安全行政に関して国際間の連携・協調が進む傾向にあり、2011 年 11 月には、米国、カナダ、メキシコの当局者が集い、第 1 回消費生活製品サミットが開催され、市場監視に関する協力やリコール等の共同実施などについて共同声明が出された経緯にあります。今回、米国で告発された製品が、カナダにおいても強制リコールの対象となったことは、こういった国際間の連携・協調の表れとも考えられます。

米国会計検査院（GAO）は、本年 4 月 29 日に発表した報告書※の中で、米国環境保護局（EPA）が潜在的に有害な可能性のある化学物質の評価を行う計画について、時間がかかり過ぎており、非現実的かつ非実践的である旨を指摘し、EPA は化学物質の安全性確保に積極的な役割を果たす上での障害を特定し、必要な資源を含めて戦略を立て直すべき、としている。

※<http://www.gao.gov/assets/660/653276.pdf>

“EPA Has Increased Efforts to Assess and Control Chemicals but Could Strengthen Its Approach”

ここがポイント

報告書によると、EPA は 2012 年に 83 の化学物質について、有害物質規制法に基づきリスクアセスメントを行うことを公表しましたが、着手されたのは 7 つの化学物質のみで、18 の物質について 2013 年と 2014 年にリスクアセスメントが開始実施される予定であり、仮にこのペースが続くと、83 の物質の評価に最低でも 10 年以上を要することを指摘しています。

また、報告書では EPA による化学物質評価が進まない要因として、次のような点が指摘されています。

- ・ EPA は改革の意思は示しているものの、有害物質規制法は 1976 年の制定以来、手当てがなされておらず、現行法の下での EPA による実行には権限面で限界があること。
- ・ 特に、化学物質の毒性及び曝露データの入手に関して、現行法は産業界ではなく EPA に義務を課しており、産業界側からデータを入手するためのルール作りの遅れから、EPA はリスクアセスメントの対象となる化学物質の多くについて、毒性データを入手できていないこと。（83 のうち 58 の物質についてデータ未入手）

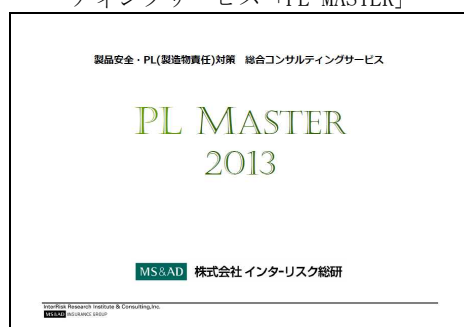
こういった状況を踏まえ、GAO は EPA に対して化学物質の安全性に関する政策の実効性向上に向け、戦略の練り直しを要求したものと考えられますが、GAO からの要求に対して EPA は賛同も反対もしていません。

なお、米国における国レベルの化学物質政策、特に有害物質規制法について、特に消費者団体等からの問題指摘があり、州レベルで独自に規制の動きがある点は、本誌 2012 年度第 12 号「米国：複数の州が消費者用製品の化学物質規制を検討」において指摘したとおりですが、今回の GAO による指摘を受け、米国における特に有害物質規制法や EPA を中心とした国レベルで化学物質政策がどのように変化していくかが注目されます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサル
ティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013